



△道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟く
も道路行政に當る人々の
知らざるべからざること
は凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎鐵道省ニ於テ經營スル自動車運輸事業

ト道路トノ關係ニ關スル件依命通牒

(昭和七年一月二十七日發上 第二號)
各地方長官宛、土木局長通牒)

標記ノ件ニ關シ伺出ノ向モ有之候處右ハ土木主任官會議ノ
節指示セラレタル如ク左記要旨ニ依リ措置スペキ方針ニ有
之候條爲念及通牒候

追テ愛知縣ニ於テハ最近道路費用ノ負擔ニ關シ鐵道當局
トノ間ニ左記ノ通協議シタル趣ニ付爲御参考申添候

一 道路橋梁ノ維持修繕ハ毎年度豫算(1)經常修繕費(2)修

愛知縣ニ於テ協定シタル道路費用分擔分法

記

第一 國有鐵道ガ自動車交通網ニ據ル自動車運輸事業ヲ經
營スル場合ニ於テ其ノ利用スル道路ノ改修又ハ維持ハ
道路法ノ定ムル所ニ依リ道路管理者之ヲ行フベキハ勿
論ナルモ國有鐵道ニ於テ其ノ改修又ハ維持ノ費用ヲ分
擔スルハ直營自動車運輸事業促進ノ爲有效適切ナリト
認ム

第二 自動車交通網ト道路計畫トハ密接ナル關係アルモノ
ナルヲ以テ兩者協調シテ其ノ相互ノ發達促進ヲ計ルノ
要アリト認ム

第三 道路管理又ハ道路交通警察ノ必要ニ依リテ定メラレ
タル自動車ニ關スル法令ノ規定ハ國有鐵道ノ經營スル
自動車運輸事業ニ於テモ之ニ依ルヲ原則トスペキモ特
別ノ取扱ヲ適當トスル事項ニ關シテハ關係官廳ノ協議
ニ依リ之ヲ定ムルヲ可ト認ム

路工夫所要經費(3)特別修繕費(監督費)ニ對シ其ノ二分
ノ一ヲ鐵道省ニ於テ分擔ノコト

二 災害其ノ他臨時ニ必要ヲ生スル事業ハ縣ニ於テ執行シ
之ガ豫算ノ二分ノ一ヲ鐵道省ニ於テ分擔ノコト

三 改良事業費ニ就テハ二分ノ一ヲ原則トシ實施ニ際シ其
ノ都度協定スルコト

質疑應答

問 路線認定變更あり、舊路線は交通上重要なを以て廢
道と爲し難き實狀にあり、仍て他の行政廳に對し認定方を
命じたるも之に應ぜず道路法上の處理方法如何(一讀者)

答 路線の認定を命ずる必要ある場合之を命ずることは、道路法
第五十三條に基き爲し得る所であるが、命令を受けたる行政廳が
之に應せざる場合の處理に付ては道路法上では別に之が規定を置
かざる所である。或は道路法第五十三條に依れば「監督官廳ハ云
々……其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ

爲スコトヲ得」とあるが故に、此の場合監督官廳は必要に依り之
が路線を認定する等の處分を爲すことを得るものであるとする說
もあるが、道路法第五十三條は其の明文の示すが如く監督官廳に
於て監督上必要と認むる場合所要の處分を爲すことを得るの規定
であり而して監督關係は監督者と被監督者との關係であるから右
所說の如き解釋は之を探り得ざるものであるとする說に左袒する
(藤村藤治)

問 道路法六十二條に基く勅令第四七四號第二條一項の期
間に於ける道路法第六條準用の趣旨説明ありたし(水晶國)

答 道路法第六條は云ふ迄もなく道路を構成する敷地其の他の物
件に付て私權の行使を許容するに於ては(所有權の移轉及抵當權
の設定移轉を除く)道路としての目的に支障を來すが故に之を禁
止したものであるが、路線の變更廢止により不用に歸したる道路
又は附屬物を構成したる物件に對し、勅令第四七四號第二條一項
の期間内第六條の規定を之に準用することとしたのは、主として
路線認定の變更及廢止により廢道と爲りたる部分を、再び等級を
異にする他の道路に認定するの必要ある場合を考慮せるもので必
要なるべき期間現狀の儘之を據置くが爲にするものである

(藤村藤治)